入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年12月18日
阪神高速道路株式会社契約責任者
建設・更新事業本部長　今木　博久
◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27
○平成30年阪神高速公告第38号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　湊川付近鋼製橋脚等大規模更新工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　神戸市兵庫区御所通～長田区東尻池町付近
⑷　工事内容　本工事は、３号神戸線湊川付近に係る鋼製橋脚等を設置する大規模更新工事である。
⑸　全体工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、阪神高速が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）の試行工事である。
全体工期：契約締結日の翌日から48ヶ月（工事完了期限）まで（工事完了期限までに工事を完了すること）
⑹　工事概算数量
工場製作工　約620ｔ
鋼製橋脚工・基礎工　７基
既設構造物補強工　１式
仮設工　１式
共通仮設費　１式
詳細設計費　１式
⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型・工場製作タイプ）の試行工事である。
⑻　本工事は、全ての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ（詳細設計後）の対象工事である。
⑿　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者）の三者が、工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題等に対する意見交換等を行う「設計・施工連絡会議（三者会議）」の設置対象工事である。
⒀　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする）なお、受注者は、週休２日について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。
⒁　本工事は、本工事の契約締結実績について、今後発注される「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」の技術評価項目において加点対象とする「技術的難易度の高い工事指定」の試行工事である。

2　競争参加資格
⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」又は「土木」に係る平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　施工能力点　下記に示す単体又は２者若しくは３者による特定建設工事共同企業体であること。
①　単体の場合　阪神高速における建設工事に係る一般競争参加資格認定の際に客観的事項に関して算定した点数（施工能力点）が、「橋梁（メタル）」1,150点以上である者
②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）を構成して競争参加する場合
ア）代表者は、上記①に同じ
イ）構成員は、施工能力点が、「橋梁（メタル）」1,050点以上である者、又は「土木」1,200点以上である者
⑸　地域要件　地域要件は設定しない。
⑹　施工実績　平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成15年度以降に、元請けとして、下記に示すいずれかの工事の施工実績を有すること。
①　単体の場合　下記に示すいずれかの工事実績を有すること。
・市街地（人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区）における鋼道路橋上部工事（歩道橋を除く）の工場製作及び架設工事
・市街地（人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区）における鋼製橋脚工事（歩道橋を除く）の工場製作及び架設工事
②　特定建設工事共同企業体の場合
ア）代表者は、上記①に同じ。
イ）構成員は、下記に示すいずれかの工事実績を有すること。
・鋼道路橋上部工事（歩道橋を除く）の工場製作又は架設工事
・鋼製橋脚工事（歩道橋を除く）の工場製作又は架設工事
・道路橋下部工事
⑺　技術提案書及び品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という。）　下記３⑵に示す本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）
⑻　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成28年度及び平成29年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成28年度及び平成29年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。
⑼　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい。また、現場着手をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる基準のうち下記①の資格及び下記②の工事経験を有していなくとも良い。
①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）
②　平成15年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、下記に示すいずれかの工事の施工実績を有すること。
・鋼道路橋上部工事（歩道橋を除く）の架設工事
・鋼製橋脚工事（歩道橋を除く）の架設工事
③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。
⑤　申請時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着手時までに、上記①～④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。